

**東予港事業継続計画
(東予港港湾 BCP)
〈概要版〉**

平成 29 年 2 月

東予港港湾 BCP 協議会

1. 東予港港湾 BCP について

(1) 目的

港湾の持つ機能の重要性を踏まえ、関係者の基本的な役割と相互の関係、事前に実施すべき対策について明確にしておくことにより、災害発生時における港湾機能の維持・継続・早期回復を図ることを目的に、主に以下を計画するものである。

○機能回復目標

緊急物資輸送と港湾物流再開を目指す時期と復旧水準を設定。

○対応計画

緊急物資輸送と港湾物流再開に向けた関係者の役割と相互関係を整理。

○マネジメント計画

平常時における事前対策、教育・訓練及び見直し・改善の実施内容を整理。

(2) 基本方針

○様々な緊急事態のうち、最も大きい被害が想定される地震・津波を対象とする。

- ・南海トラフ巨大地震による地震・津波による災害を想定。

○優先度が高い対策、実施可能な対策から着手し、継続的に改善を行っていく。

- ・航路・泊地、臨港道路、公共の係留施設とその関連施設等、東予港関係者が共用する施設を対象とした計画とする。港湾 BCP の第一段階として、港湾として最小限の機能継続を計画。
- ・地域経済の回復に多大な効果を及ぼす緊急物資輸送等を優先対策と位置付ける。
- ・対象施設や計画内容について、継続的に対象範囲の見直し・充実を図り、計画の熟度を上げていく。

2. 重要機能と回復目標

○緊急物資輸送

緊急物資輸送は、中央地区の耐震強化岸壁（整備中）の使用を基本として考える。

- ・目標復旧時期：3日後（緊急物資輸送開始までに）。
- ・復旧水準：中央地区の航路啓開及び臨港道路中央港線の応急復旧（1車線）完了。

○企業物流継続活動（フェリー運航、幹線物流輸送）

- ・発災後7日程度より、フェリー（またはRORO船）を用いた貨物・人員輸送が行われることを想定し、港湾施設等の復旧対応を行う。
- ・その後は、港湾施設の復旧状況に応じて幹線物流輸送への対応を順次行っていく。

3. 応急対応行動の概要

発災から企業物流継続活動の支援に至るまで、以下の内容を対象とする。

①初動体制の確立

発災後 24 時間までの活動。

②緊急点検・被害調査～応急復旧方針の決定

発災後 36 時間までの活動（津波注意報解除を発災後 29 時間後と想定）。

③応急復旧

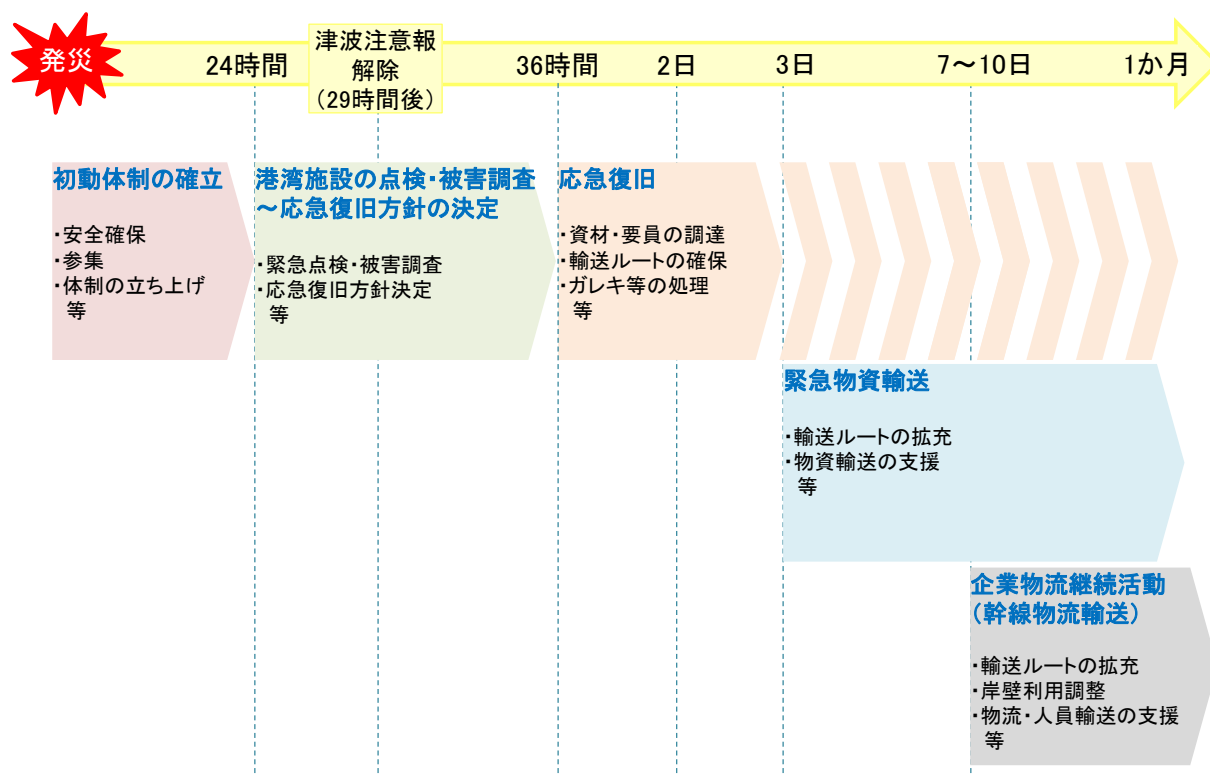
発災後 36 時間後からの活動（津波注意報解除を発災後 29 時間後と想定）。

④緊急物資輸送

発災後 4 日目からの緊急物資輸送に寄与する活動。

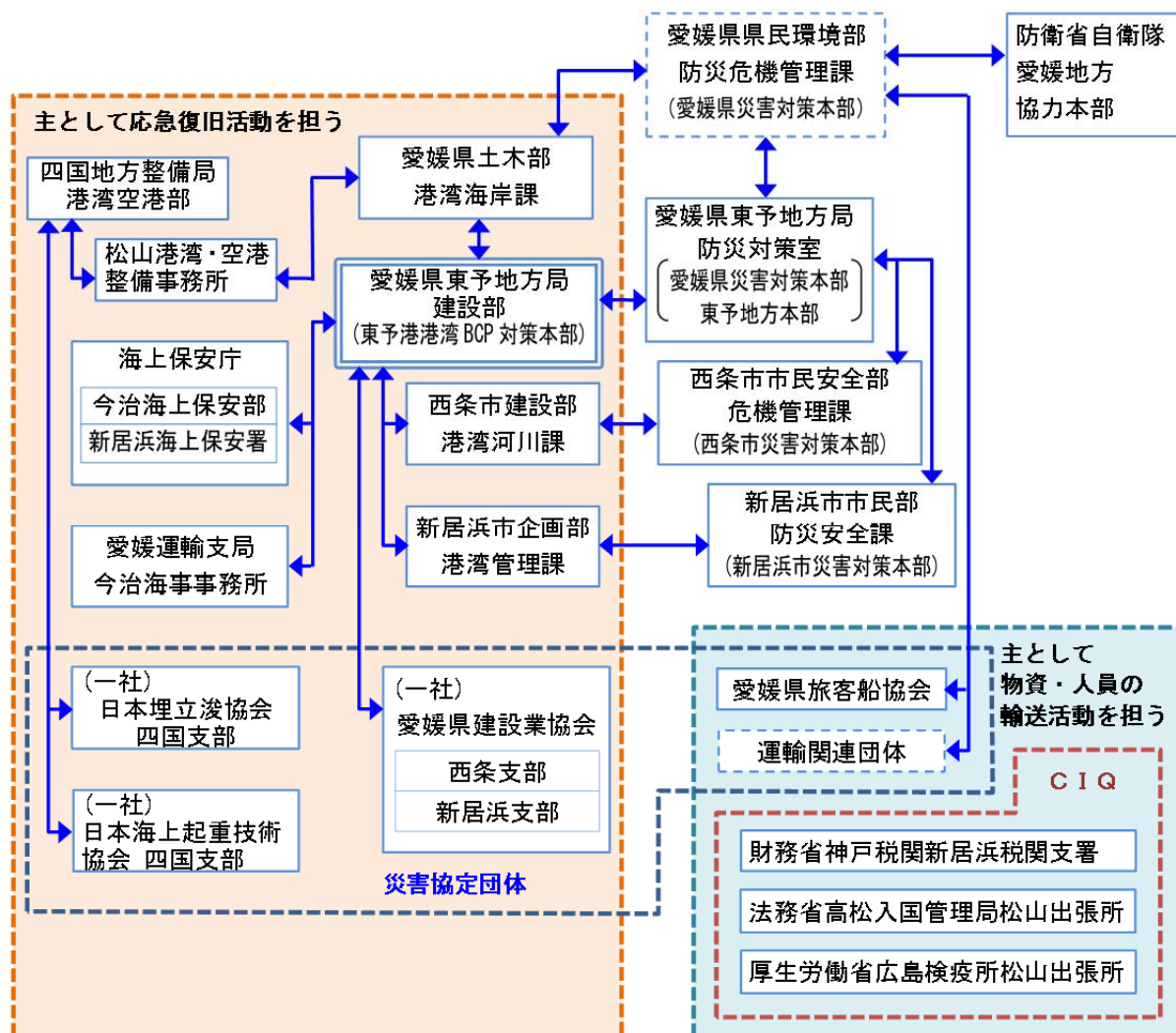
⑤企業物流継続活動

発災後 7 日後からの幹線物資輸送に寄与する活動。



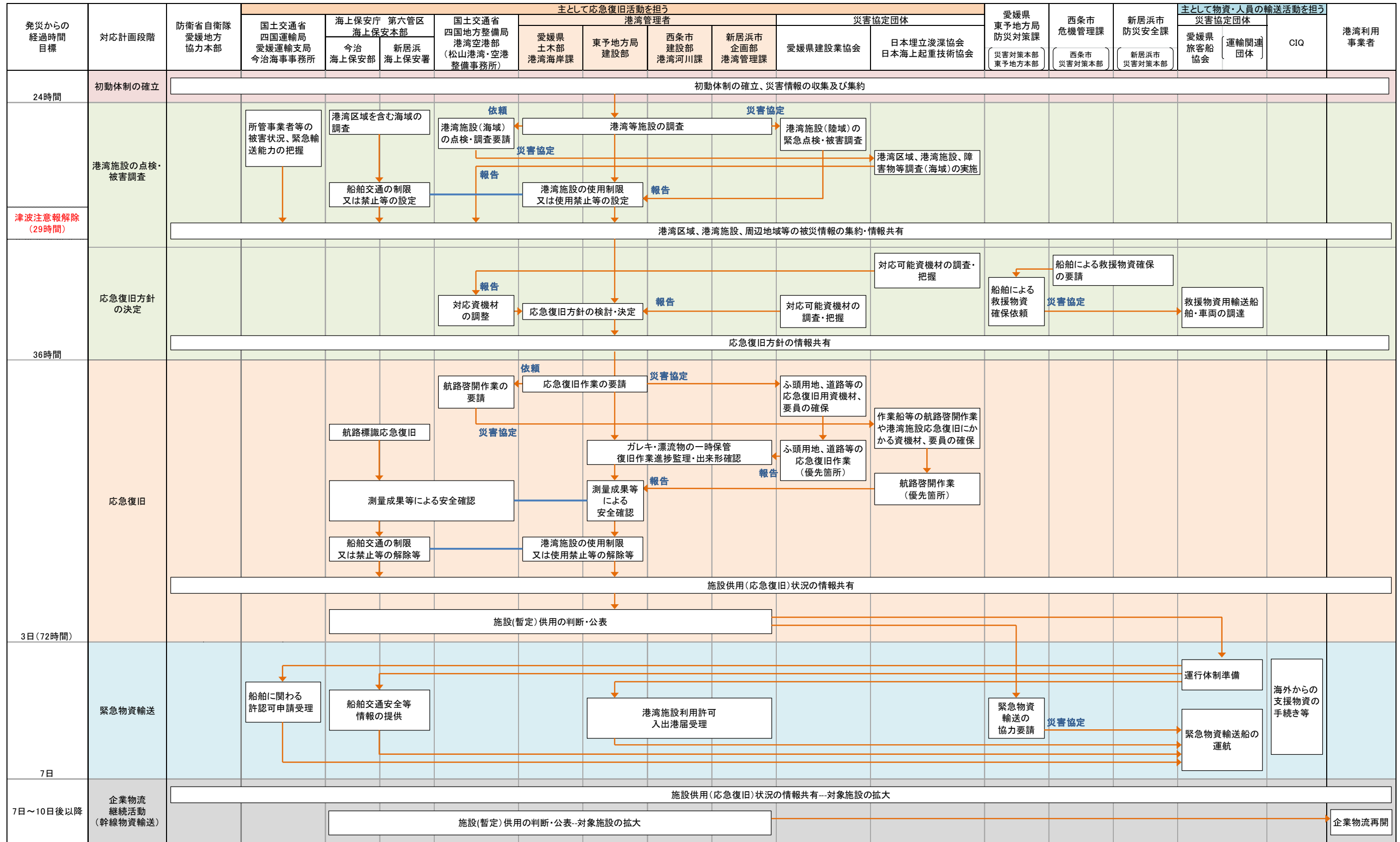
4. 情報連絡体制

愛媛県東予地方局建設部（東予港港湾 BCP 対策本部）が主体となって関係機関からの情報を収集するとともに、国の機関、西条市及び新居浜市、災害協定団体等との連携・協働を図りながら、早期の港湾機能の回復に向けた応急復旧活動を行う。



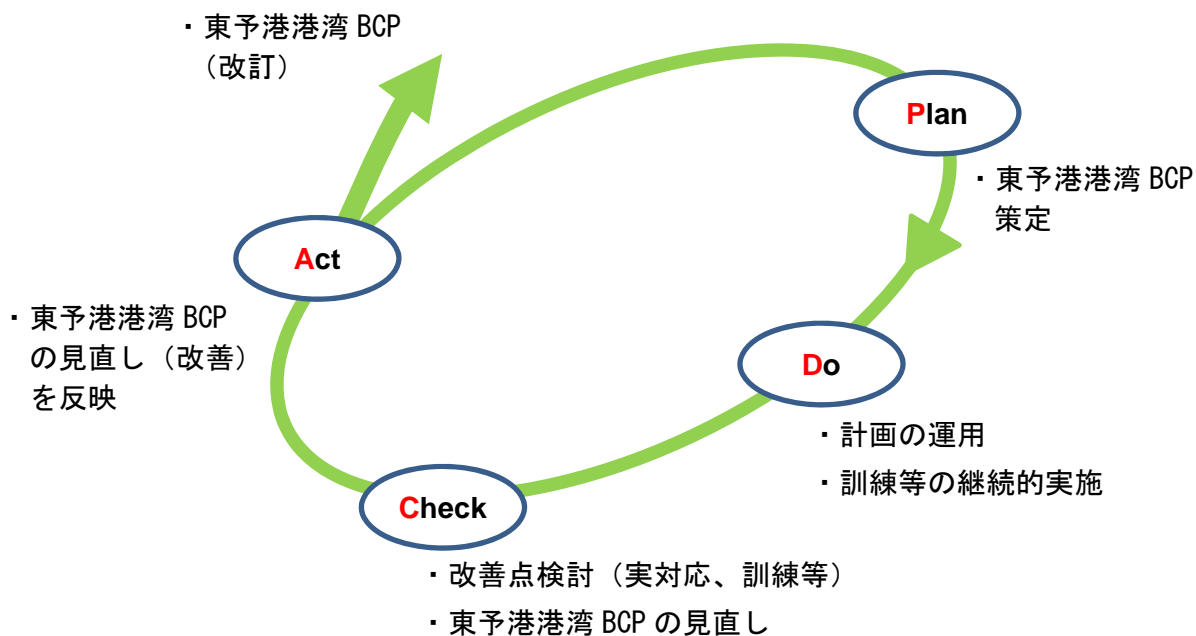
※C I Q : 税関 (Customs)、出入国管理 (Immigration)、検疫 (Quarantine) の略称

5. 対応計画フロー



6. マネジメント計画

東予港港湾 BCP 協議会により、PDCA サイクルの手法を用いて継続的な計画の改善を行う。



●災害時の対策本部

東予港 BCP 対策本部



愛媛県 東予地方局 建設部
(愛媛県東予地方局 西条庁舎3階)
住所: 西条市多喜川 796-1
電話: 0897-55-4712